

平成22年度 第1回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開催 平成22年7月6日(火)午後1時30分～3時15分

場所 尾西生涯学習センター5階B会議室(尾西庁舎)

1. あいさつ

- ・事務局あいさつ
- ・委員の自己紹介
- ・本日欠席の委員の紹介
- ・運営会議からの出席者の自己紹介
- ・本会の情報公開について

2. 議題

(1) 会長および副会長の選出

- ・指名推薦により決定
- ・会長および副会長あいさつ
- ・議事録署名者

(2) 個別支援会議の報告及び分析結果について

- ・運営会議より報告

最初に運営会議の役割について説明します。自立支援協議会の運営会議は、平成20年の3月に発足しましたが、この協議会の立ち上げの半年前より、この一宮の障害福祉をどのようにしていくか、協議会をどのように作っていくかということについて、協議検討する準備会というものをつくっており、そのメンバーがそのまま運営会議のメンバーとなっています。主な役割は、一宮市で行われている全ての個別支援会議の内容について把握検討、あるいは専門部会に対しての議題提示、また障害福祉計画の進捗状況を確認していく役割を担っています。この自立支援協議会を作ったとき一番大事にしなければいけないのは障害のある当事者のニーズ、思いを一番大事にということで、この協議会の中では、個別支援会議を最も重要な会議として位置づけており、この運営会議の中ではすべての個別支援会議の事例が報告されることになっています。

個別支援会議の報告について、前年度の本会議が行われて以降、本日までこの地域の中で行われてきた個別支援会議、計38回になります。資料から2例簡単に紹介します。まず、21年度31番の事例について簡単に説明します。この会議は45歳の男性と31歳の女性、いずれも知的障害がある方です。この女性はもともとご両親とは早くに死に別れ、一人暮らしで地域の相談支援や成年後見制度の利用、居宅介護の利用など

行いながら一人で生活されていました。この方が、同じ日中の福祉サービスで出会った障害のある男性と結婚をしたいという希望があり、そのことについて地域や親族から様々な不安があり、結婚がスムーズにいかないといった内容で、個別支援会議を開催することとなりました。この会議の中にはそれぞれの親族の方数名と、この方達に関わっている日中の福祉サービスの代表あるいはヘルパーの事業所、保佐人、行政の立場の方、それから就業生活支援センターとあって、就労について専門的な相談を行っている機関と、様々な機関が参加し、このお2人の結婚生活をどのようにしていくかと、それぞれの関係の立場から意見をさせていただき、検討するという会議を行いました。結果、ご親族の障害同士の結婚についての不安が一掃されたわけではありませんが、様々な問題に対してはこのような支援があるということの一つ一つ具体的に提示しながら、どうにか2人の生活までたどり着くことができ、現在もお2人で生活することが実現しているという、会議として非常にうまくまとまった会議です。

もう1例は、これは21年度35番の事例になります。障害としては重度の知的障害を伴う自閉症のある10歳の小学生の相談です。本人が混乱をすると、近くに来る人を突き飛ばしてしまい、トラブルになっていたということで相談を受けました。このご家庭は介護のほとんどを母親が担っていて、地域にある複数の児童デイサービス等の利用をしながら生活をしていましたが、その複数の児童デイサービスあるいは日中の事業所で、ご本人さんが混乱した動き、特にあるサービスのほうではパニックになってしまうと男性スタッフ数人でも押さえつけられないほど大暴れをしてしまうということもわかり、さらにそれぞれ事業所や学校での対応がまちまちで、本人が相当混乱していたということがわかりました。この個別支援会議については関係しているすべての事業所、学校、新たに専門的に関われる居宅介護、行動援護の事業所で、本人の支援の方法を統一して、障害の理解を進め、それぞれの連絡の中で統一された支援の内容を行い、本人を安定させるという支援計画に結びつき、現在でも複数の事業所が互いに連絡を取り合いながらこのご家庭を支えているという事例です。すべてのケースの支援会議の中で、そのときに考えられるありとあらゆる手段を講じて対策をしてきましたが、やはり障害の特性によっては、関わり方の非常にむずかしい障害特性のお持ちの方、それに対しては事業所、関わる人たちが専門的な力量をつけていかないと解決が難しいということも多くあり、この事例につきましても、この事例をきっかけにそれぞれの連携が深まり、お互いのサービスの質を向上させるような取り組みになっていった事例ではないかと考えております。この2つの事例以外にも、すべての事例でこの個別支援会議で関係者、

あるいは地域の方たちを巻き込んで、障害の方たちの暮らしを少しでも良くしようという動きをこの支援会議のなかで行い、今後も継続していきたいと考えております。

引き続き、資料にありますこの個別支援会議の分析報告の結果について報告します。今回、この分析作業には協議会の会長さんに始めから最後までかなりの長時間お付き合いをいただきまして、どうにかまとめあげることができました。この場を借りまして改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

この個別支援会議の分析につきましては、昨年と同様にICFの国際生活機能分類の考え方を基にすべての個別支援会議ごとに独自のフォーマットを作り、それを一覧にしてまとめ、一宮市の全体の福祉の足りない部分を考察するといった方法をとりました。その結果、38すべての事例の個別支援会議のまとめ、今回の個別支援会議のなかでは障害特性に対する対応の難易度の困難な事例について、支援会議の中でもうまくいかないといった印象を持つようなことになり、特に今回の会議の中で多かったのが、自閉症を中心とする発達障害の人を中心とする支援の内容で、この発達障害のある方たちが配慮された適切な環境をご家庭あるいは地域の中で準備することができずに、2次的3次的に、たとえば家庭内での混乱暴力の問題、日中の活動中での混乱の表現等の、そういった大きな問題につながっていることが会議で明らかになりました。特に発達障害を中心とする事例については、幼少期から必要な療育につなげ、将来にこの2次的3次的な障害につなげられないよう新たな取り組みを考えていくことが、非常に必要と認識しています。今後このことについて専門的に取り組んでいくべき重要な課題であると考えており、この分析結果をもとに、今後一宮市自立支援協議会では、改めて新たな専門部会を設置することを検討しています。

#### 《発言要旨》

会長 個別支援会議、資料大変膨大でございますけれども、基本的な中身についてかいつまんで報告していただいたところですが、皆様のほうで事前に目を通していただいたかと存じますけれども、内容につきましてのご質問あるいはご意見等お願いいたします。

この個別支援会議の位置づけでございますが、この自立支援協議会、私の感想として、個人的な印象ですが、やはりこの個別支援会議がその経過の中の一番大事な部分であるなか、大きな作業をしていたかと感じている中で、今短い時間ですから、ご報告いただいたなかでどこまでその中身の大変さや実質的な内容等が実感として伝わるのは難しいとは思いますが。

## (3) 運営会議及び生活支援部会の報告について

## ・運営会議より報告

運営会議 21年度第8回からの分でまとめて報告します。運営会議ですが月1回、市役所等で開催しており、時間は1時半から概ね4時くらいまでという状況です。役割としては個別支援会議の事例等について吟味し、生活支援部会が発足しましたのでその状況について毎月報告しています。その他というところで色々な議事があり、第8回は講演会を行いましたのでそれについて議論をしました。9回についても講演会、個別支援会議の分析について議論しました。10回については相談支援連絡会を設置について、位置づけ等と、22年度の計画について議論しました。22年度に入り3回開催しています。22年度からメンバー1名増強した形で行っています。会議の流れとしては同じですが、自立支援協議会の市民への普及啓発ということで、地域のイベントやお祭りにブースを設け、協議会の取り組みの紹介を行いたいという話をしています。また、分析の結果についても運営会議で取り上げ、なかなか難しいという印象です。あとは福祉計画の進捗状況についての点検等もさせていただき、今後も運営会議を進めていきたいと思っています。

生活支援部会について、およそ第2水曜日毎月開催です。おおまかな流れを説明します。最初は金銭問題について、問題提起等様々な議論をし、並行する形で人材確保の話もしていましたが、前半は主にやはり金銭管理に時間をとることが多かった印象です。いろいろな契約書等を見比べ、いわゆる一宮式の金銭管理のフォーマットが作れないだろうかという取り組みをし、契約書のモデルを数回かけて作った形です。特にこれでやらなくてはいけないということではないですけど、比較的使いやすくできましたので、施設、利用者によってはそれを利用されているということになっております。

人材確保について、いろいろな意見交換があり、ホームヘルプですが、介護の方ではなくて障害のほうに参入してもらえないだろうかという話があり、そういったところからヘルパー量の調整、参入事業所を増やしていきたいという話もありましたので検討し、新たに福祉の仕事に関して理解を深めたいということで、人材確保プランとしてひとつ、福祉の施設を回るバスツアーを企画しています。第1回目の内容についても、各福祉会さんの見学により福祉の仕事の現場を見ていただき、こういったサービスがあるということを色々見学していただくパッケージを作りましたので、ぜひ成功させたいと思っています。

## 《発言要旨》

会長           ご質問ご意見ぜひ承りたいと思います。

私からよろしいですか、終わりの方でバスツアーの話が出ていましたけれども、もう少し具体的に、時期や具体的な参加者等について補足をお願いします。

(運営会議) 正式名称「福祉の仕事を知るためのバスツアー」として、詳細は生活支援部会第8回議事録に記載しています。広報に募集案内を掲載予定で、応募締め切りを9月20日、実施は10月7日です。

会長 ここに記載されていることを見ますと対象は様々で、主婦の方、求職しておられる方。意図は居宅介護等の人材確保。見学者の方の中から何人かの方が実際に居宅介護に携わっていただける方がでてこないかとそういう期待をこめてということですか。

(運営会議) そうですね、やはり事業所も人材の確保というところで苦労しているということも聞いており、アンケート用紙では、こういった仕事をしたいと思いませんかという形を取り込んでいき、応募について抽選とありますが、眠っている人材を起こすといった形で利用したいと考えていますので、妥当性の高い方に参加していただきたいと思っています。

(事務局) 生活支援部会や運営会議でそのようなことの企画の話をしている最中ですが、そのことを本会のほうに方向性をお示しして、その方向で進めてよろしいというようなご確認だけいただければ、引き続き進めていくつもりであります。

会長 このバスツアーの開催ということに関して本会としても了解しておくということで、皆様これについては生活支援部会でただ今ご紹介があったように、かなり回を重ねてご検討いただいたところですが、この開催についてご賛同いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。では、この福祉バスツアー、ぜひ成功してほしいところです。よろしく願いいたします。

#### (4) 相談支援連絡会の設置について

##### ・事務局より説明

この議題提出の経緯から説明します。相談支援連絡会は当初、市と委託相談支援事業所との事務連絡を目的としまして、平成20年8月から

不定期で開催していました。21年度から、ほぼ毎月開催するようになり、参加者も市の職員と委託の相談支援事業所の相談員だけでなく、指定相談支援事業所の相談員、県の委託事業の障害者就業・生活支援センターの相談員、市の委託事業の療育サポートプラザの相談員も加わり、結果としてこの地域の相談支援事業のネットワークを構築するようことができました。また話し合う内容も単なる事務連絡ではなく、特殊事例、困難事例の検討、情報交換を行う等、相談員の相談技術の研鑽の場としての意味も持つような組織となってまいりました。一方このような様々な事例の検討を重ねていく過程で、この地域の課題が浮き彫りとなり、相談支援連絡会にて把握した地域の課題を、自立支援協議会の課題として取り組んでいくことはできないかと、そんな意見が出るようになりました。このような経緯により、平成22年2月の運営会議にて、相談支援連絡会を自立支援協議会の正式な組織として位置付けることを本会に提案することが承認されましたので、このたび本会に提案させていただくこととなりました。

それに伴い、一宮市障害者自立支援協議会設置運営要綱（改正案）という資料の第3条の組織の中に相談支援連絡会を追加させていただきます。また、第9条、この裏面のほうになりますが、第9条を追加しまして、相談支援連絡会を設置する目的と構成員について記載してあります。読み上げさせていただきますと、第1項、協議会は相談支援事業における情報の共有、困難事例の協議および、相談支援事業の質の向上を図るため、相談支援連絡会をおく。第2項、相談支援連絡会は相談支援事業を実施する機関の職員のなかから会長が指名するもので構成する、ということでございます。

一宮市障害者自立支援協議会のチラシですが、相談支援連絡会はこの下の方に図示してある部分の中で一番右下のところに記載しています。相談支援連絡会は、個別支援会議と相互連携をとりながら相談員間の連絡調整や相談技術の研鑽、個々の相談から出た課題等のまとめを行い、運営会議に報告します。開催については今まで通り月1回程度の開催を予定しています。ご審議よろしくお願いいたします。

#### 《発言要旨》

会長

事務局から相談支援連絡会を新しく設置することについての提案です。協議会の図がわかりやすいかと思えますけれど、個別支援会議と横の連携をとりながら、特に個別支援会議で出てくる課題、その取りまとめ、それから相談員間のお互いの連絡や相互研鑽ということで、それを運営会議のほうに持ち上げていく。これは実際に参加されている方が必要性を感じ、立ち上がってきた案だと、今話を聞いて思いました。これを設置する

ことについて、委員の皆様ご判断をお願いしたいと思います。あるいは会についてご質問等お願いします。

特にございませんでしょうか。では、ただいま事務局から提案のありました議案の形で本会として承認するということによるのでしょうか。

(異議なし)

本議題について承認。

(5) 平成21年11月6日付け提言書の結果報告について

・事務局より報告

平成21年11月6日付け提言書の結果報告について、資料ですが、こちら提言については提言の1と提言の2として(1)と(2)ということで、3項目の提言をいただいておりますのでそちらの提言内容は提言書に書いてあるその文言を、そのまま記載しています。右側に22年度における結果ということで記載しています。最初に障害者相談支援体制整備について、提言内容は、「現在市内に一宮市障害者相談支援センターを3箇所設置し、障害のある方やその関係者からの相談に応じているところであるが、3箇所では足りない状況になっていることや、第2期一宮市障害福祉計画において平成23年度までに6箇所の設置を目指していることに鑑み、平成22年度においては5箇所を設置されるよう、障害者相談支援体制整備に取り組みたい」ですが、結果、平成22年度は4箇所の設置に留まっております。平成23年度、来年度ですが、今年度5箇所を提言を受けましたが4箇所という結果でしたので、平成23年度の当初予算について、6箇所となるように調整を行いたいと考えています。

次に、日中一時支援事業について、提言内容は「日中一時支援の利用人数は相当数あるにもかかわらず、実施事業所の数は確保されていない現状を改善するため、次に掲げる事項の見直しに取り組みたい」ということで、多くの日中活動事業所が参入できるように事業委託に関する基準を見直す。事業所が安定して事業の実施を継続できるように報酬単価を見直すということでした。結果、については事業委託に関する基準ですが、県の指定を受けている法人であれば日中一時支援事業は実施可能と改正し、また現在指定を受けている事業所以外の場所での実施も出来るよう改正しました。報酬単価については、同一日に同一法人内で日中系のサービスを利用しなかった場合の加算を新設。この加算は単独利用加算と呼んでいます。この加算額については日中一時支援事業という表の、下の表の所に加算と書いてある部分が単独利用加算です。障害児については1,210円から1,890円、障害者については1,

210円から2,220円という単独利用加算を設けました。加算額は障害程度区分によって異なります。また、資料の一番下に送迎加算ということで記載がありますが、こちらの送迎加算も新設しました。加算額は片道330円という金額です。なおこの結果、日中一時支援事業の事業所が、平成22年3月現在、市内で日中一時支援事業の契約をしている事業所10箇所から、平成22年6月現在、市内で17箇所という事業所数になっています。

最後の項目の移動入浴サービス事業について、提言内容は「通所事業所で入浴サービスを受けることも出来ない重度身体障害者が現在の月4回までの移動入浴サービスだけでは、清潔を保持することも困難であるため、当該事業の拡充に取り組みたい」でしたけれども、結果週2回という内容で、月9回まで拡充しました。利用者の自己負担については、3回までは無料、4回以降1回につき1,250円となります。事務局としては障害者自立支援協議会の提言書の内容を実現するために精一杯努力しましたが、限られた予算ということもあり、このような結果にいたしました。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

#### 《発言要旨》

会長 前回の提言書の結果について、事務局から提言書に対して現在どこまで実施できたかという結果の紹介に対して、確認してまいりたいと思います。ご意見、質問等含めましてよろしく願いいたします。

今項目として3つありますが、日中一時支援事業と移動入浴については具体的な数値を示していただいて、進展が見られたと理解したのですが、障害者相談支援体制整備については、残念ながら一応6箇所のうち、この22年度4箇所であったということに関して、もう少しその辺の経緯、説明をいただけませんか。

(事務局) 相談支援体制、相談支援センターですが、今の計画においては23年度に6箇所で計画しており、今回提言をいただいた内容としては、22年度において5箇所という提言を受けており、こちら相談支援センターについて、予算を伴うということがあり、22年度の当初予算について、私どもの財政当局の方と予算組む上で調整を行った関係、限られた予算ということで、今回、結果として一箇所増ということで、22年度については4箇所となりました。6箇所という計画がありますので、事務局としても23年度において6箇所となるようにということで、財政当局と調整をしていくと考えております。

会長 そうしますと、23年度予算はすでにこの計画の策定に入っていると思うのですが、今年度の議会で当然論題にはいって来ると思いますが、来年度にむけてあと2箇所ということについて事務局、今回は福祉課のほうでなんとできるか、そこらへんにつきまして、ほかの事業との当然兼ね合いがあると思いますが、協議会として、昨年この委員の皆様のご意見をいただいたので、ぜひ実現に向けてご努力をお願いします。

(事務局) 予算の話なので必ず6箇所という状態をお約束できる状態ではないのですが、6箇所設置できるよう最大限に努力していきたいと考えております。

委員 よろしいでしょうか。事務局の立場で言うと、つらい状況で、今回この結果、相談支援センターは1箇所増、それから日中一時支援について満額というわけではないですが、ある程度の単独利用加算がついた形での見直しと報酬単価の見直し。移動入浴は4回から9回へ回数の見直しという形で査定に臨んだのですが、日中一時支援についてはある程度理解をいただけたのですが、相談支援センターと移動入浴について、当初これは限られた予算というなか全く無理でした。それを最終的に市長査定の段階におきまして、こういった障害者の自立支援協議会からの提言もある。また、障害福祉計画の中でも位置付けられてといったことで福祉課長が働きかけ、何とかこういった形で出来たというところですが、今、私の立場から言いますと、当然この計画以外にも、介護は介護保険で介護保険計画がある、子育て支援も次世代推進計画というもの、それぞれみな計画のなかで乗ったなかで、じゃあそれがその計画通りいくかと申しますとやはりなかなかいけない。これでやるなら、じゃあどこで削れという、話に結果なってしまう、自分のところは無いかからお願いしたいという形になかなかいかない。今回この部分についてはこの提言を受けていただいて、市長のほうでもこれが認められたという経緯がございまして、満額にはいかなかったのですが、ある程度成果があったところです。

会長 今回、提言については当然この福祉計画の中のいろいろな目標のひとつですので、他の計画項目についても23年度が最終年度になりますので、今年の予算要求のなかでまたご苦労あると

と思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

副会長 最近政府で事業仕分けなどいろいろやっておるので、予算の要求の仕方が表に最近出ておりご承知かと思ひますが、一宮市におけるこういう提言要求の仕方、それからその結果について、こことしては十分ではないと思われるかもしれませんが、私の過去の経験からいくと、実に上手に予算をとってきたと思ひます。おそらく部長さん以下、うまく連携して交渉に当たられたと思ひます。しかも次年度にかけてさらに補充していこうと今考えておられますので、こんなこと言うと差し支えるかもしれませんが、なかなかうまく予算要求された。最終、市長査定の段階で財政当局が考えておるもの以上にお取りになったというのは、谷市長ご自身やはり福祉というものに対する目の開け方もありますが、そこを狙って上手にお取りになったという、今回これはある意味において将来に向けての勲章物ではと、そういうふうには思っているところでございます。

会長 5 番の議題につきましてはただいまの結果をいただきましたが、引き続きまた最終年度に向けてご努力されるということでもよろしくお願ひいたします。

## ( 6 ) 障害福祉計画の進捗状況について

### ・事務局より説明

数値の訂正。障害福祉サービスの見込み量及び実績のその裏側、地域生活支援事業の見込み量および実績という資料の中の 6 ) 一番下の日中一時支援事業というところ、その 1 段目の箇所の中、22 年 3 月利用実績という数値ですが、11 という数値を、9 に訂正をお願いします。お手数おかけして申し訳ございません。

では障害福祉サービスの見込み量および実績という資料からまず説明します。この表は障害福祉サービスの見込み量と利用実績を示した資料です。平成 20 年度については、第 1 期障害福祉計画の見込み量と利用実績、平成 21 年度については第 2 期障害福祉計画の見込み量と利用実績の比較をしております。右のほうにあります平成 22 年度と平成 23 年度の数値については、第 2 期障害福祉計画の見込み量だけを記載しております。次に各サービスの数値について説明します。

1 ) 訪問系サービスについて、訪問系サービスとは、ヘルパーが障害者の方の自宅に伺い、入浴、排泄、食事などの介護や家事などの援助を行うサービスですが、このサービスについては、見込み量を 14 % 弱上回る利

用実績となっています。利用実績の比較で、20年度と21年度の比較をしますと、24%を超える増加があり、この急激な利用の増加を第2期の計画策定時に見込むことはできませんでした。

2)日中活動系サービスとは障害者のかたが昼間通所をして介護を受けたり、自立に向けた身体機能や生活能力の向上のための訓練を受けたり、就労に向けて知識や能力向上のための訓練を受けたり、障害児の方が療育を受けたりするサービスのことですが、このサービスについては自立訓練(機能訓練)それから就労継続支援(B型)、児童デイサービスが見込み量を利用実績が上回っておりますが、それ以外は利用実績が見込み量を下回った数値となっております。

3)居住系サービスですが、グループホーム、ケアホームとは、障害者の方が入浴や排泄、食事などの介護、また日常生活の援助などを受け、夜間や休日に共同生活を営む場のことです。このサービスについては見込み量を大きく下回る利用実績となっています。これは障害のある方の地域生活移行が進んでいないことを示していると考えられます。その下の施設入所支援と申しますのは、施設入所者の方が夜間に入浴や排泄、食事などの介護を受けるサービスのことですが、このサービスについては、利用実績が見込み量を19%弱上回っています。一番下の相談支援ですが、相談支援と申しますのは、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者のかたなどに計画的なプログラムの作成を支援するサービスのことですが、見込み量に対して著しく低い利用実績となっています。これについては、このサービスの周知がまだ十分図られていないこと、またサービスを利用できる条件が限られていますので、利用実績が伸び悩んでいると考えています。

地域生活支援事業の見込み量及び実績について説明します。地域生活支援事業とは、障害者自立支援法において、市町村がサービスを提供すると位置付けられた事業のことです。表は地域生活支援事業の見込み量と利用実績を示した資料になります。平成20年度については、障害福祉サービスと同様ですが、第1期の障害福祉計画の見込み量と利用実績、平成21年度については、第2期障害福祉計画の見込み量と利用実績の比較をしています。平成22年度と23年度については第2期障害福祉計画の見込み量だけを記載しています。順番に各サービスの数値の説明をさせていただきます。

1)相談支援事業ですが、こちらでいう相談支援事業と申しますのは、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための援助等を行う相談支援のことですが、このサービスについては計画で見込んだとおりの実績となっています。

次に2)コミュニケーション支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機

能などの障害者のため、手話通訳や要約筆記者などを派遣するサービスですが、このサービスについては見込み量を大きく下回る利用実績となっています。これは頻繁にご利用になっていた特定の方の利用回数が落ちたためです。

3) 日常生活用具給付等事業とは、特殊ベッド、スローマ用装具、紙おむつなどの給付するものですが、このサービスについては、利用実績が見込み量を上回っているものと、下回っているものと混在しています。これは耐用年数があるものを給付する事業ですので、利用実績は年度によって上下します。

4) 移動支援事業とは、野外での移動が困難な障害者のためにヘルパーが付き添い外出を支援するサービスのことで、見込み量を23%弱上回る利用実績となっております。これは利用実績の比較でいきまして、20年度と21年度の比較で38%弱の増加によるもので、この急激な利用の増加を第2期計画策定時に見込むことはできませんでした。

5) 地域活動支援センターとは、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービスのことで、3段目の人日の数値ですが、このサービスについては見込み量を大きく上回る利用実績となっております。

6) 日中一時支援事業とは介護者の負担を軽減するために預かりを行うサービスのことで、3段目の回という数値ですが、このサービスにつきましては見込み量を大きく下回る利用実績となっております、これはサービスを利用したくても受け入れできる事業所が見つからずに利用できない状況を示していると考えております。

最後に補足ですが、移動支援事業の箇所数、22年度の3月の利用実績が、19箇所となっておりますが、これは21年度から見込み量の数値を市内の事業所だけに限るというルールになり、見込み量は市内だけになっているため、実績も市内の事業所だけの数値になっています。これを市外の事業所を含めた数値にしますと24箇所になります。ですから20年度と比較すると箇所数は増えていることになります。同様に市外の事業所を含めた数値として、地域活動支援センターの22年の3月の利用実績の6箇所が市外を含めると9箇所、日中一時支援事業、先ほど訂正していただいた9箇所という数値が市外を含めると11箇所という数値になります。事務局からの説明は以上でして、次に運営会議のほうから考察の発表をお願いしたいと思います。

・運営会議より報告

補足的な形で申し上げます。こういう数値で見たとき、見込みとそれに対する実績ということで、進捗率何%と出ている統計の見方ですが、見込みよりたくさんの数字が出ればたくさん利用されたということはよ

くわかりますが、捉え方としてはじめから見込みが間違っただけで少なかったという捉え方もあるし、色々な条件が変わりたくさんの人が利用されるようになって良かったとも言えると思いますので、そこはどちらともとれるような捉え方で考えていきたいと思います。

訪問系サービスは運営会議の資料の中の一筆では精神の方の家事援助が増えているかもと書いてありますが、これは統計的に分析されたものでなく感想が述べられたということで、実際は微妙でわからないということです。例えば、4月から自立支援法の施行とともにあった応益負担の利用者負担金の軽減がさらに図られたことにより、ヘルパーを使う方が増えたのではないかという話も出ています。どちらにせよ先ほどの生活支援部会での報告にもありましたように、ヘルパーの事業所の数や、ヘルパーの数は著しく増えているわけではなく、113.9%という数字があるものの、本当に困ったときに頼みたいヘルパーさんが果たして今、市内で一杯いるかということ、そういう実態ではなくまだまだそういうことでかなりあるということがいえる。

就労移行支援が減ったのは、就労移行支援事業の事業所が就労継続支援の事業所にかわったということで、これも障害者自立支援法そのもので就労何々をつく事業所は、違いは何かという難しさがあります。

短期入所も目標よりも少ない、見込み量よりも少ないということではありますが、実際に色々な話題のなか、頼んで受け止めてもらいたい人はいっぱいいるけれど、空きがない、体制がとれない等の理由で、需要はあるけれど受け止め切れしていない実態があるようだと言っています。

居住系のケアホームグループホーム関係は、見込みよりもかなり少ないけれど、実際もっとこういう事業をやる事業所も必要であるし、入りたいと思っても入る先がないと、ホームがまったく足りないという現実があると思われます。昨年度から国の給付費の改善もあって若干運営が改善されつつありますが、ケアホームは運営すると、実際自分も職場で運営していますが、十分な繰越金が出たり、運転資金が出るとはならない構図になっていて、法人の他の事業所の中から資金を回さないと運営していけないという現実もありますため、どんどん事業所が増えるというようにはなりにくいのです。まだまだ法的な制度改善が課題ではないかと思っています。

相談支援のサービス計画作成は、法律も変化するかもしれませんが、サービス計画を作成する対象となる人の要件が、本当に家庭の基盤がほとんどない方や、著しく障害の重い方等に限定されているというところもあり、対象者の制約があるという捉え方をしております。

日中一時支援事業は補助単価の改善、あるいは委託事業所の用件の緩和などもあり昨年度から増えつつある。したがって利用者数も今年度ど

う伸びるかがまた次の報告で期待されるというところです。

地域活動支援センターは非常に実績のある割合が出ていますけれど、これは元々見込みが少なかったかもしれない。これを踏まえて第3期計画に反映されるというところ。

相談支援事業は、この協議会の提言は今年度中5ということを目指しているということで、22年度見込み量5と書いてありますけれども福祉課の方が本当に一生懸命がんばられたとか、3がやっと4になったという報告もありましたが、今年度中にでも5になればそれに越したことはないという構えで民間人の一員として思っております。どちらにせよ来年度中に6という目標ですので、一刻も早く目標に近づける良いと思っております。

最後ですが、こういう形で、私ども民間で障害福祉をやっている事業者や福祉課とも一緒になって個別支援会議を開くなど、今までにないような多くの新しい動きもでて、こういう形で色々と進んでいくと良いと思っております。

#### 《発言要旨》

会長

ただいま事務局からの説明と、それから運営会議からのまとめ、ご報告いただきました。委員の皆様ご質問あるいはご意見ぜひ賜りたいと思います。いかがでしょうか。

ではちょっとまた私から。地域生活支援事業のほうですね、終わりのほうに4)、5)、6)の22年3月利用実績、事業所の箇所数のところで補足説明が市外も含めるといくつという話がありました。この件ですけれども、これは現に市内の障害のある方が一宮市を越えて市外の事業所を利用してらっしゃるということはわかりましたが、これは基本的には尾張西部圏域の範囲ということですか。

(事務局)

それを越えて利用される方がありますので、利用されるかどうかというのはご本人さんと事業所の方の契約で成立しますので、ある例では津島の事業所、名古屋の事業所に通いたい等、それはご本人の希望や、その方が一番自分の環境としてふさわしいという考えで契約されますので、圏域ということに限ってという考え方にはなっていません。

会長

指定事業所の場合は別にしまして市町村の場合はその市民を対象として予算化されているわけで、その市域で縄張りを作ればいいのかそういうことではなく、そういった場合の利用者の行

政の管理は無いのですか。

(事務局) 行政のなかでは無いです。利用者の方と行政とは、その方が利用されたときにその事業所から請求が参りますのでそういうことは把握できます。

会長 例えば極端なことで、一宮市外の障害の方が一宮市内の事業所をたくさん利用されて、一宮市民の方が本当は利用したいけれど、逆にそれで使えないといったことが起こらないとは限らない。市町村事業の場合に特にそういう制限がないのいいかもわかりませんが、何かそのところで枠組みというか、いまのところ法上は必要ないと思いますが、そういうのはどうなのかと。

(事務局) 最初に新規の事業所であれば、当然一宮市と委託契約を結ばなければいけないので、そのときに一宮市の基準にあった事業所かどうかは確認することが出来ます。そういう意味での事業所と市とのやりとりはありますが、おっしゃったようなそういうことも確かに考えられないではないです。

会長 そうすると、今の話で名古屋の事業所にも市は委託しているわけで、それは利用者さんが希望されてあそこ使いたいと言われたときに改めてという。

(事務局) そうです、そこで駄目だという明確な根拠があればご利用の方に市としても説明できるんですけど、そこに根拠がない、市の指定も基準として合致する事業所であれば当然そこをご利用くださいとそういう形にはならざるを得ないかと思います。

会長 ありがとうございます。そのほかどうですか、進捗状況について。

委員 すいません。私仕事は一宮市ですが、清洲市に住んでおります。この場にくると、一宮市は障害者に対して色々なことを考えられていて色々な支援をされていると思うのですが、一宮市がやられていることというのは、例えば日本の規模や、東海の規模、どんなものでもいいんですがどの位のレベルというか、とても理想的なところにいるのですか。

(運営会議) 一宮で活動をしている身としますと、まだまだ不十分と。この障害者自立支援法が出来たときに、全国的な先進的な地域の事例をもとに、そこを理想とした法律体系を作ったため、全国でいえば先進地域はたくさんあり、そこを目指した形でそれぞれの地域福祉を考えていくということで、そこを考えることの第1にこの自立支援協議会が非常に重要という位置付けになりました。一宮市の場合は、その自立支援協議会自体は全国的に見ても少しずつ進んでいるという評価です。各地域ではこの協議会自体が形骸化してしまっているという評価の中で、ゆっくりでも進んでいるという評価です。ただしもともとの福祉の基盤としては、一宮市に尾西市、木曾川町が合併し、かなり混沌とした、連携がない中からスタートしていますので、全国的にみてさほど進んでいるという印象はなく、ただ全国的に見てもよっぽど進んでいる地域というのがあるわけではなくどこにいてもみな遅れているということでいえば、今着実に歩いているという言い方はできるのかもしれないです。愛知県で言うとやはり日本福祉大学がある知多半島はかなり先進的な地域、そこに比べればまだまだ福祉サービスの量としては不足しているという認識をもっています。

会長 はい、ありがとうございました。他にいかがですか。

委員(代理) 入院中の精神障害者の地域生活移行の目標について、障害福祉計画のページにも述べられていますけれど、この地域移行について、病院側が苦労し退院等進めているのですが、県で平成19年度より精神障害者社会復帰促進地域生活支援事業というものを、他の圏域では実施しておりまして、この圏域ではまだ未実施の地域であります。今年度ぜひこの尾張西部地域でも、精神障害者の地域移行を進めるために、事業の実施委託を指定相談支援事業者の方に受けていただいて、この事業をぜひ実施していきたいと保健所も考えておりまして、いま指定相談事業者のかたに、ぜひ7月末にこの事業所選定の企画提案をお願いしたいとお願いしており、コンペ方式ですので企画提案をそれぞれ事業所から出していただいて、通ったところに事業が委託されるということで、この圏域まだ未実施の圏域でぜひ受けたいと考えていまして、もしこの今年度受けていただいて7月末にコンペが開かれる予定で、今年度この事業を圏域のほう

で実施されるという話になりましたらまた自立支援協議会のほうでいろいろご協議等のご協力をお願いしたいと思っております、この場を借りてお願いをさせていただきます。

会長 はい。どうもありがとうございました。その他ございますか。では、事務局なにか、このその他については。

(事務局) 事務局といたしましては、今回はございません。

会長 ではこれもちまして、平成22年度第1回の一宮市障害者自立支援協議会本会終了させていただきます。本日もお忙しいなかありがとうございました。